

会員各位

利益相反（COI）に関する投稿規定の改訂のお知らせ

一般社団法人日本心身医学会 編集委員会
委員長 坪井康次

平成 25 年 6 月 25 日の代議員会にて「医学研究の利益相反（COI）に関する指針」の細則（以下、指針）が承認されました。この指針により、心身医学誌に投稿される著者全員は、論文内容に関係する投稿時から遡って 1 年間の企業・組織や団体との COI 状態の有無について「自己申告による COI 報告書」により申告が必要になります。

これに伴い、心身医学誌の投稿規定を第 54 巻 3 号（平成 26 年 2 月 25 日発行）より一部改訂し、「Ⅲ 利益相反（COI）について」の項目を追記いたしましたのでお知らせいたします。

なお、COI 報告書は平成 26 年 4 月 1 日投稿分（三輪書店到着分）より提出をお願いします。試行期間を経て、平成 27 年 6 月 25 日から完全実施されます。詳細につきましては、『心身医学』誌投稿規定および本学会ホームページ (<http://www.shinshin-igaku.com/coi/index.html>) を参照いただき、適正にご対応いただけますようお願いいたします。